

岡山県議会議員:波多 洋治

急告!!

ご 案 内

第55回目の一般質問

1, 期日=令和元年9月25日(水)午後1時00分頃

★令和元年度2回目の登壇になります。質問は、知事・教育長・保健福祉部長です。ご多忙のこととは存じますが、ご来場をお待ちしております。

(質問後、近所で、一緒にお茶をしましょう!)

2, 場所=岡山県議会3F議場傍聴席

3, 質問内容:

知事・教育長・保健福祉部長・土木部長に答弁を戴きます!

- ①残土条例制定に向けて
- ②人口減少問題と結婚サポートセンターについて
- ③いじめの問題について
- ④受動喫煙防止策について

お知らせ★第9回空と大地の会

9/28(土) PM6:30 於:岡山ロイヤルホテル ¥ 6000円

○シンガーソングライター吉永拓未・アイドルグループシャインの出演
青年の主張・楽しいビンゴゲームもありますよ!

多数のご参加をお待ちしています!

★熱血杯ボウリング大会:10/6(日)⇒P3:フェアレーン

★熱血杯ゴルフコンペ:10/26(土)⇒新岡山ゴルフクラブ

熱血会:はたようじ後援会事務所

☎701-0143 岡山市白石65-1 E-mail: hata@okako.com

T E L : 086-251-1288

F A X : 086-251-1277

一般質問 [一括質問]

自民党・岡山県議会議員 **波多 洋治**

令和元年9月25日(水)午後1時から本会議場

- 1 おかやま創生総合戦略の推進について
 - (1) 人口増対策への思い等..... (総務) [知 事]
 - (2) 担当部署.....(総務) [総合政策局長]
 - (3) 財政的支援.....(保福) [保健福祉部長]
 - (4) 経済界との連携.....(産労) [産業労働部長]

- 2 結婚支援について..... (保福) [保健福祉部長]

- 3 いじめの問題について..... (教育) [教 育 長]
 - (1) 認識した時期
 - (2) これまでの対応
 - (3) 今後の対応等
 - (4) 責任の所在

朝夕めっきり涼しくなりました。ご健勝のことと存じます。ご多忙の中、おいで下さり、ありがとうございます。今回の一般質問は、55回目の登壇になります。最後までご静聴下さい。

今回は、小学生の時にいじめに会った一人の少女を救わなければなりません。すでに5年4ヶ月の歳月が流れました。悲しく、辛い年月でした。ひとたび指導を誤れば、一人の少女の人生を誤らせ、心に深い傷痕を残します。いじめが発覚したその瞬間に、適切妥当な手当てが施されなければなりません。必死の思いで訴え、1日も早く解決しなければなりません。教育長の答弁に期待をしています。

そして、一般質問終了後は議会棟の西側にある、喫茶エンジェルで、ご一緒にコーヒーをしましょう。

なお、今週の9月28日(土曜日)午後6時半～岡山ロイヤルホテルにて、県政報告会を兼ねて、第9回空と大地の会を開催します。歌手のさだまさかさん、アイドルグループシャインの出演があったり、楽しいビンゴゲームも計画致しております。また、熱血杯のボウリング大会は、10月6日(日)、熱血杯ゴルフコンペは、10月26日(土曜日)、新岡山カントリークラブで予定しています。多数のご参加をお待ち致しております。

テレビ出演⇒10月19日(土)PM1:00～Pm1:30 OHK岡山放送

テーマ:9月定例議会を振り返って⇒是非ご覧ください!

一般質問[定稿] 自由民主党 36番 波多 洋治
令和元年9月25日(水) PM1:00～

皆さんこんにちは。自由民主党県議団、波多洋治です。一般質問4日目の最終質問になりました。昼食後のまどろむ時間、お疲れのこととは思いますが、しばらくお付き合いをいただきたいと思っております。私は、今回で55回目の質問になります。本日も、傍聴席にお出でをいただいた皆さん、ありがとうございます。

さて、令和の御代となって、後1ヶ月もすれば、国民の祝日である10月22日を迎えます。国家の儀式として、新天皇ご即位の儀式・即位礼正殿の儀であります。今上陛下は、天皇としての正装に身を固められ、平安時代の即位式から使われている、天皇の玉座を意味する高御座にのぼり、国内外に天皇の即位を宣言されるのであります。儀式は、世界195カ国からの祝賀使節をはじめ、内外の代表約2500人に、皇居・宮殿の1番格の高い正殿「松の間」から天皇即位を宣言されるのであります。式典は、平安絵巻そのままに繰り広げられるのであります。

そして、続いての皇位継承の儀式は、11月14日夕刻から翌日の未明まで夜を徹して、天皇が1代で1度だけ臨む大嘗祭であります。これは、新天皇が、皇居・東御苑において、国家国民の安寧と五穀豊穰を感謝し、将来もそうなるようお祈りする古式ゆかしい儀式であります。

日本国及び日本国民統合の象徴である天皇陛下のご即位を、全国民の慶びとして、早速に官民一体となり、奉祝委員会を立ち上げ、天皇陛下のご即位をお祝いする国民祭典

を、11月9日、皇居前広場で、天皇皇后両陛下のお出ましを仰ぎ、挙行するものであります。

と同時に、本県においても、官民挙げて、この慶事を11月20日、岡山シンフォニーホールにおいて実施する予定であります。一人でも多くの方にご来場をいただき、新天皇のご即位をお祝い申し上げたい、と念ずるものであります。

さて、県議会総務委員会は、8月26日～27日と1泊2日に亘り、美作県民局管内の視察研修に赴きました。視察テーマは、中山間地域の活性化策調査であります。主な視察場所は、美作市東粟倉地区・勝央町吉野地区・新庄村・真庭市美甘地区と落合地区等であります。いずれの地区も人口減と高齢化社会に悩み、呻吟し、元気集落を目指して葛藤しています。地域の自然や特産物、あるいは歴史的遺産をどのように生かすか、知恵を絞り、創意工夫して、弛(たゆ)みない挑戦を続けています。

しかしながら、いずれの地区も、人口減少と高齢化の波に抗しきれず、地域の人達の熱い想いとは別に、大変厳しい状況に迫られ、深刻化しているのであります。このことは、何も本県の中山間地域だけの問題ではありません。

ここで、改めて人口減問題について考えてみたいと思います。

今から5年前、民間研究機関の日本創成会議が、2040年までに、全国の市町村の約半数に当たる896自治体が消滅する可能性がある、と警鐘を鳴らしました。「消滅可能性」の根拠は、将来母親となる若年女性が少子化の影響や都会への流出によって半数以下に減少するという報告であります。その結果、人口は確実に減少し、3年前に出

生数が百万人を割り、2018年には、91万8千人となり、わずか2年で、5万9千人も減少したのであります。

少子高齢化の、一番大きな影響は、年金・医療・介護などの社会保障制度です。この制度は、現役世代が、高齢世代を支える「世代間の支え合い」の仕組みであり、かつての、9人で一人を支える「胴上げ型」の支え合いから、3人で一人を支える、現在の「騎馬戦型」となり、やがて30年も経てば、現役世代1.2人で高齢者一人を支える「肩車型」になるのは明らかであります。また、人口減少がもたらす問題は、地域社会の過疎化が進行し、農林水産業は元より、建設業・小売業・外食産業やサービス業など社会のあらゆる分野で、後継者不足・人手不足が起こり、次第に産業と経済活動の活力が失われていきます。勤労世代の減少により、廃業に追い込まれる地場産業も増えていきます。

また一方で、地域の町内会や消防団などのコミュニティ機能が、その役割を果たすことが出来なくなり、自然災害などに対して、セーフティネットの役割を果たすことが出来なくなります。

このようなことを考えて見ますと、国政にしろ地方行政にしろ、今我々が本気で取り組まなければならない施策こそ、少子高齢化社会からの脱却、そのための人口増対策でなければならないと痛感いたします。

さて、議会資料「県政の課題」を開きますと、おかやま創生総合戦略の推進について、人口減少問題の克服と本県の持続的な発展の実現に向けて、実効性のある施策を迅速かつ的確に推進するとあります。先ず以て、知事さんに、人口増対策への思いと、その施策への意気込みをお伺い致

します。

知事答弁

おかやま創生総合戦略の推進についてのご質問であります。

人口増対策への思い等についてであります。本県の将来にわたる発展にとって、人口減少問題は大変重要な課題であると認識しております。

このため、おかやま創生総合戦略に基づき、自然減対策、社会減対策の両面から、全庁を挙げて様々な事業を推進しているところであります。

人口減少対策は、継続した息の長い取組が必要であり、市町村をはじめ、多様な主体と連携しながら、実効性のある施策にしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

私は、政府や本県が取り組んでいる少子化対策は、失敗しているのではないかと、思っています。なぜなら、答えは、出生率が回復せず、少子化に歯止めがかかっていないからです。県は、保育所の拡充と仕事と子育ての両立支援などに見られるように、出産後も継続して働けるよう共働きの家族に焦点を当てた支援策であったため、少なくとも子育て中は、専業主婦になっている女性に焦点を当てていなかったし、また未婚の男女に対する家族支援策が欠落していたからであります。中京大学・松田茂樹教授の著書によると、「共働き家族」は、育児期の家族全体の2割程度にしか過ぎず、残りの8割は、女性が一時的に専業主婦になっている家族なのです。子育て中の8割を占める「典型的家族」に焦点を当てた少子化対策ではなかったのではないかと、思っています。的外れの少子化対策であったと言って

も過言ではないと思います。なぜならば、日本国憲法の規定の中に、家族に対する社会的支援の必要性の条項など、どこにもないからであります。

例えば、ドイツ憲法には、「婚姻及び家族は、国家秩序の特別の保護を受ける」「全ての母は、共同社会の保護と扶助を求める権利を有する」とあります。またイタリア憲法には、「婚姻に基づく自然共同体としての家族の権利を認める」「経済的および他の措置により、家族の形成およびそれに必要な任務の遂行を助ける」「大家族に対しては特別の配慮を行う」とあります。さらに、世界人権宣言には、「家庭は、社会の自然かつ基礎的な単位であって、社会及び国家の保護を受ける権利を有する」とあります。

ところで、岡山県人口ビジョンの「目指すべき将来の方向」には、若い世代の結婚・出産・子育てに関する希望を実現する、とありますが、果たして今日の少子化対策で若い世代の希望が実現されるでしょうか。

いくつかの問題を提起したいと思います。

その第1は、包括的な家族政策など人口増対策を進める担当部署はどこですか。総合政策局ですか。保健福祉部の「子ども未来課」ですか、それとも「子ども家庭課」ですか。家族政策など人口増対策を推進する司令塔がありません。

総合政策局長答弁

担当部署についてであります。おかやま創生総合戦略の策定や、戦略に基づく事業実施の促進、地方創生関係交付金の確保、効果の検証など、全体的な調整については、

総合政策局が担当しております。

また、子育て家庭への経済的支援や、企業における職場環境づくりの促進など、具体的な施策については、関係部局において取り組んでいるところであり、引き続き、若い世代の結婚から子育てまでの希望がかなうよう、各部局と連携して、戦略に基づく取組を進めてまいりたいと存じます。

その第2は、若者達が結婚・育児に安心して取り組む財政的支援を打ちだすべきです。「そこまで言って委員会」によく出演される、評論家の竹田恒泰氏は、一人出産するたびに、一千万円の出産祝金を出すべき、と主張されています。一見、一人一千万円の支給は、財政負担を伴うとの判断もありますが、分割で考えますと決して無理な数字ではありません。結婚して家族を構成するための、親手当・家族手当・在宅育児手当とも言えるものです。月額4万5000円、1年で54万円、18歳まで支給して、972万円になります。しかし、生まれた子ども達に支給したこの支援金は、いずれ、必ず、税をもって返済してくれるでしょう。

例えば、岡山県の平成30年の出生数は、1万4485人ですから、掛け算をすると、県の年間予算は78億2千万円になります。その財源には、市町村にも協力してもらい、徴税の負担もなく、延滞もない、たばこ税を当てて実施してはいかががでしょう。たばこ税は、平成29年度実績で、岡山県全体で、143億3千万円あります。貴重で、多額の税を払いながらも、まるで悪者のように扱われ、居場所を失いそうな喫煙者にとっても、たばこ税が、次代を担う子ども達に、いささかでもお役に立てるならば、喫煙

のし甲斐があるというものです。

保健福祉部長答弁

財政的支援についてであります。県では、これまで、児童手当の支給や県独自の第3子以降の保育料の無償化など、子育て世帯への経済的な支援に取り組んできたところであり、さらに、10月からは、幼児教育・保育の無償化も行うこととしております。

お話の支援金については、子育て世帯への経済的支援になるとは存じますが、ご提案のたばこ税を含め、県や市町村の一般財源総額に限りがある中で、相当の財政負担を伴うことや、他の制度への影響など、財源以外の課題もあることから、支援金の実施は難しいと考えております。

さてその第3は、経済界と連携し、「同一労働同一賃金」を見据えつつも、家族を持つ人に対する所得アップと職場環境の改善を図ることです。結婚は、確かに個人の問題ではありますが、実は、親から子へ、子から孫へと命を繋ぐ、国家が永遠に繁栄するための制度であります。家族と家庭に対する経済界の理解と協力を、堂々と、かつ積極果敢に求めるべきであります。

産業労働部長答弁

経済界との連携についてであります。家庭を持ち、安心して子どもを産み育てるためには、安定した所得や働きやすい職場環境は大変重要なことと認識しております。

このため、経済界に対し、所得向上につながる正社員化の促進や、多様な働き方の実現に向けた職場環境づくりなどについて、知事から直接要請を行っているところであり

ます。

引き続き、仕事と家庭の両立に向け、各企業において積極的な取組が進められるよう、経済界に対し、理解と協力を求めてまいりたいと存じます。

以上3点について、総合政策局長、保健福祉部長そして産業労働部長のご所見をお伺い致します。

次に、おかやま出会い・結婚サポートセンター関連事業について、保健福祉部長にお伺い致します。

さて、若者達の新しい出会いを創出し、以て婚活を推進する事業は、「ドキッと、ビビッと、キューピット21」のキャッチフレーズで、丁度今から10年前から始まりました。当時は、良からぬ出会い系サイトなどが流行している時であり、岡山県は、若者達の新たな出会いを創出するために、敢て税金を投入して、結婚を推し進める事業に取り組んだのであります。

そして、その事業は、おかやま出会い・結婚サポートセンターに受け継がれ、結婚関係支援予算も大幅にアップしたのであります。平成27年が、3300万円。平成28年が、4500万円。平成29年が、5400万円。平成30年が、9600万円の実績となっており、そして本年度予算が、1億100万円となっているのであります。実に、わずか5年間で、3億3000万円の予算を投入しているのであります。

であるにも関わらず、この5年間で、成婚した組数の合計は、縁むすびネットによる64組と、それ以外による8

1組を合わせて、わずかに145組、5年間の総合計ですよ。縁むすびネット関係の予算だけでみても、単純計算すると、1組の婚姻成立に、実に約220万円を掛けているのです。そして、おかやま縁むすびネットの、先月末の登録者数は2259人です。結婚したいという思いがあるからこそ、縁むすびネットに登録する。その人達の思いを実現するために、もっと本気でやるべきです。もっと汗をかくべきであります。

(もしもこのような状態が続くならば、委託先を替えるべきです。あるいは、このような事業は、直ちに中止すべきです。)

私は、知事に、NPO法人寿仲人会のお話を何度かしてまいりました。婚活事業の終点は、結婚です。寿仲人会は年間55組から60組をコンスタントに挙げています。彼らはすべて自費で、取り組んでいます。幸せな家庭を誕生させ、地域社会の活性化と少子化対策に寄与することを願いながら、特定非営利活動をしているのであります。それらの団体と、結婚サポートセンターは、なぜ提携しないのですか。せめて結婚という目標を達したなら、入籍証明を以て、NPO法人に対して、補助金、あるいは助成金を交付できないのですか。

保健福祉部長のご所見をお伺い致します。

保健福祉部長答弁

結婚支援についてのご質問であります。おかやま出会い・結婚サポートセンターでは、平成27年の開設以来、結婚希望者を応援する取組を行っており、145組の成婚に加え、県全体での結婚に関する気運の醸成にもつながっていると認識しております。

こうした中で、様々な民間団体による結婚支援活動が、成果を上げていることも、意義があると考えておりますが、個人情報取り扱いや、結婚に対する団体の関与の確認などの課題もあることから、民間団体と提携し、補助金等を支給することは難しいと考えております。

引き続き、官民がそれぞれの長所を生かして結婚支援に取り組むことで、一組でも多くの結婚の希望がかなうよう、気運の醸成を図ってまいりたいと存じます。

最後に、今回初めて、公の場で公表するいじめ重大事態の件であります。この質問をするに当たり、個人情報もあり、随分迷いましたが、二度と再びこのような事件が起こらないように、以て他山の石と為し、そして被害者の1日も早い回復と、明日に向かって元気に、夢と希望をもって生きて欲しいと願いつつ、教育長に質問をさせていただくものであります。

今から、5年4ヶ月前のことです。被害者は、当時小学生の女子児童(被害者Cさん)でありました。上級生(加害者A・B)等によるセクシャルハラスメントであります。

それから5年4ヶ月という永い年月が経過致しました。その間の、被害者Cさんのご両親の、必死の思いも実現されることなく、Cさんは、いまだ加害者からの恐怖におびえ、PTSD様症状を抱え、精神科への入退院を繰り返している状況であり、学校生活は元より、日常生活に不安を抱えたまま生活をしているのであります。

お母さんは、Cさんの介護のために、遂に職を失い、二度にわたる転校とともに、地元を離れることを余儀なくさ

れ、家も失い、現在もなおお父さんとの別居生活となっているのであります。

思えば、たった1度のいじめが克服できず、事後の適切な指導がなされず、時間さえ経過すれば癒されるとした、甘い見通しの中で、誰も本気で解決に立ち向かわず、実に悲惨な五年の歳月であったと思えます。

何故こんなことになったのか、残念で、不可解で、悔しくてならないのであります。

Cさんは、このいじめがトラウマとなり、夜中に泣き叫んだり、大声をあげるなどの様子が見られ、次第に食事も喉を通らなくなり、食べても吐いてしまうような状態になりました。さらに学校の不親切・不適切な対応が、不信感や不安感を引き起こし、結果として二次的なトラウマを生じるようになったのであります。日常生活においても、フラッシュバックが起こり、興奮して泣き叫ぶなどの行為が次第に増え、父親・母親に対する暴力行為が見られたり、自傷行為が見られるようになりました。担当した医師の診断によると、今なお、過覚醒、解離、フラッシュバック、自傷、回避等の症状が残存しており、本人の障害や症状は、いじめによって起こったものであるが、その後の学校生活で起こったことが、二次的な障害を引き起こし、より深刻な状況を生み出していると、判断されているのであります。さらにその医師の診断書によると、特に母親の精神的な疲労が大きく、学校や教育委員会の、いじめに対する対応が、保護者を精神的に追いつめている様子が感じられる、との記載がございます。

さらに、平成30年11月28日の同医師の診断書によりますと、病名は、適応障害・表現性障害・PTSD様症

状・解離性障害と記載されています。この症状の改善の一助となると思い、平成29年8月より、両親も本人も加害者と会う機会を強く望んだのであります。そして、加害者Aと会うことが実現し、本人の中で気持ちの整理が進んだ、とあります。従って加害者Aとは和解が出来て、本人のフラッシュバックや幻覚からは消えたのであります。しかしながら、もう一人の加害者Bとは、会うことが出来ないうまま、いたずらに時間が経過しているだけなのであります。

本人にとって、加害者と会うということは、多大なエネルギーを要することであり、非常に強い恐怖感と不安感を伴います。会う決意をしても、加害者Bが会わなければ、長時間待たされることとなり、本人の疲労感と加害者への恐怖感を募らせることになり、過覚醒状態や緊張状態の悪化、加害者に危害を加えられる悪夢、頭に虫がいるという体幹感覚異常、加害者が見えるという幻覚様症状等の解離症状が出るのであります。ご両親は、いじめが起こった当時の小学校長や教育委員会に、加害者Bに会いたいとの強い思いを伝え、何度も繰り返してお願いしているにもかかわらず、その答えは返らず、今現在も実現していないのであります。

両親からの、切々と訴える手紙をいただきました。5年4ヶ月に亘り、抱いて来た、凝縮された思いであります。いじめの実態、その後の経過など詳細に書き記されておりますが、決して誇張されたものではなく、謙虚に冷静に書き記されたものであります。私は、書かれている内容に啞然としたのであります。

その第1は、むすめのいじめに対して、両親は重大事態として対応して下さい、とお願いしてきましたが、学校長は、「いじめの法律についてはよく知らない」と答え、し、当該教育委員会は、家庭での様子や学校の対応の仕方の話をして、信じて貰えなかったことやいじめの法律や基本方針に沿った対応はしていただけなかったこと、そして県教委は、当該教育委員会と被害者との間の問題という認識で、傍観者的であり、具体的に解決に向けて動いて貰えなかったことは残念、と書かれています。

第2に、当該教育委員会が、再三に亘り調査した事実とは異なる検証資料などというものを、新たに元小学校の職員数名が教育委員会に提出してきたこと。その記載内容の説明を求めたにも関わらず、全く対応してくれないこと、等であります。

第3に、両親と被害者Cさんは、加害者Bに対して、安全がきちんと保障された場において、直接お会いをして、きちんと謝罪をして戴くこと、今後いじめはしないことを約束して戴くことを求めて行動している、であります。

以上が、今回のいじめに関する概要であります。教育に対する愛と情熱を以て、今日、岡山県教育委員会の最高責任者としての教育長に所感を求めるものであります。

岡山県教育委員会は、このいじめ重大事態をいつ知ったのか。当初は、このいじめをどのように捉え、どのような対応をされたのか。

そして、今後どのように対応されるのか。具体的には、当該小学校を始め、当該教育委員会に対して、また加害者B並びにその保護者に対して、どのような指導をされるのか。

そして、解決がいまだ出来ず、5年4ヶ月も引きずっていることに、県教育委員会の責任はあるのか、ないのか。教育長のご答弁をお願い致します。

教育長答弁

(1) 認識した時期

認識した時期についてであります。平成26年5月に発生したこの事案については、平成27年9月に当該教育委員会からスクールソーシャルワーカーの派遣要請があり、その内容を確認する中で、同年10月にいじめとして詳細な説明を受けたところであります。

(2) これまでの対応

これまでの対応についてであります。県教委では、当該教育委員会からの説明を受ける中で、いじめの内容やその後の状況から、重大事態として対応すべきと捉え、当該教育委員会に対して重大事態としての対応を進めるよう指導・助言を行いました。

また、事態の深刻さから早急な解決を図る必要があることから、県教委の指導主事等を当該教育委員会に派遣して、組織的な対応を行うよう指導・助言するとともに、当該児童や家庭への支援のためにスクールソーシャルワーカーを2年6か月間派遣したところであります。

(3) 今後の対応等

今後の対応等についてであります。いじめの発生後、長い期間が経過する中で、当該児童や保護者の不安や負担は大きくなっており、速やかに解決を図る必要があると考えております。

関係者に対する直接的な対応や当該小学校への指導につ

いては、学校を設置・管理する当該教育委員会において丁寧に取り組む必要があると考えておりますが、県教委としては、いじめ防止対策推進法や国のガイドライン等に基づいてしっかりと進めることができるよう、今後とも当該教育委員会への指導・助言や援助を行ってまいりたいと存じます。

(4) 責任の所在

責任の所在についてであります。いじめが発生した小学校を設置・管理する教育委員会が、責任をもって解決していくものであります。なかなか解決につながらず被害者の苦しみが長期化していることは誠に遺憾であり、県全体の教育を指導・助言する立場にある県教委としても、大変重く受け止めております。

県教委としては、今回の事案に関し、当該教育委員会に対しての指導・助言を継続して行うとともに、引き続き、いじめの未然防止と早期対応にしっかりと取り組むよう指導してまいりたいと存じます。

以上で、一般質問を終わります。

ご静聴、ありがとうございました。

資料

岡山県人口	H29=1908447	H30=1899739	8708減
岡山県出生数	H29=14910	H30=14485	425 減
全国出生数	H29=946065	H30=918397	27668減